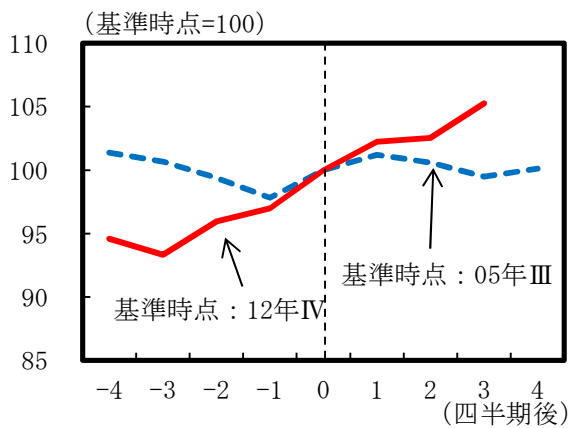
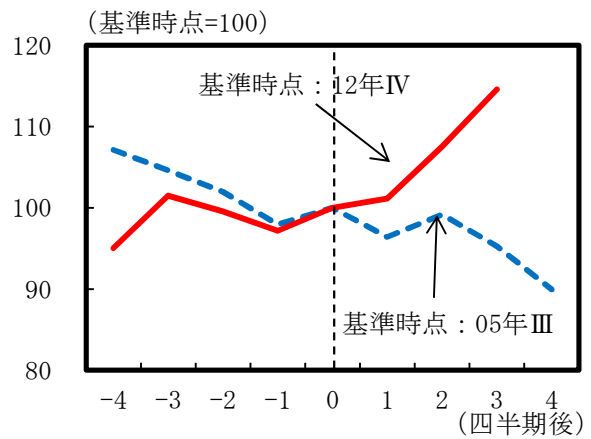


付図 1 - 1 2006年年央までの回復局面との比較（住宅投資、公共投資）

(1) 住宅投資

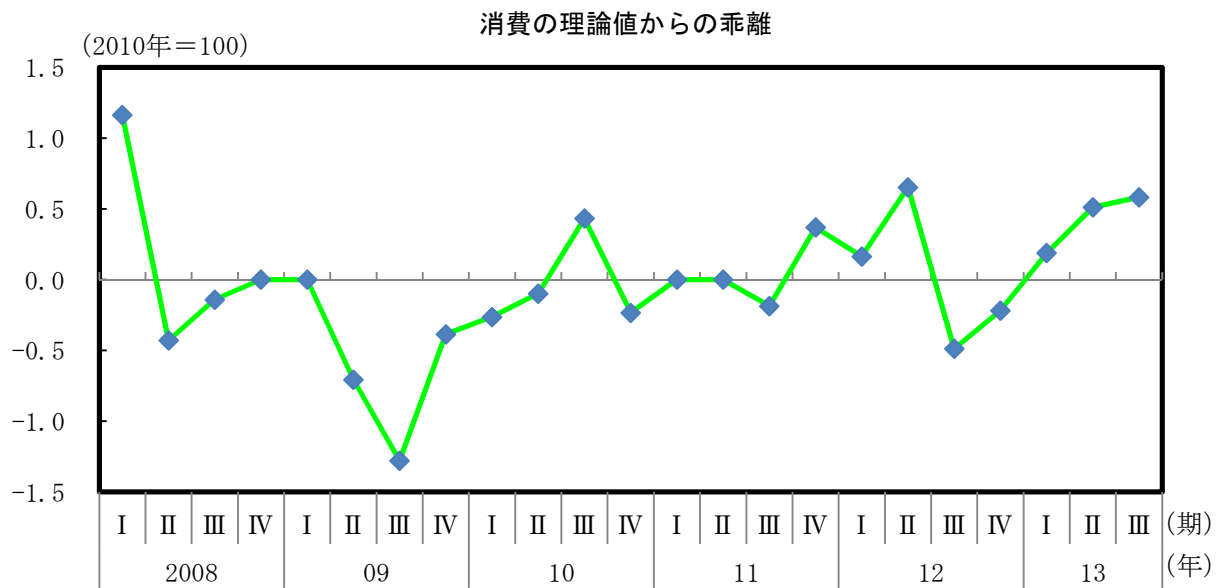


(2) 公共投資



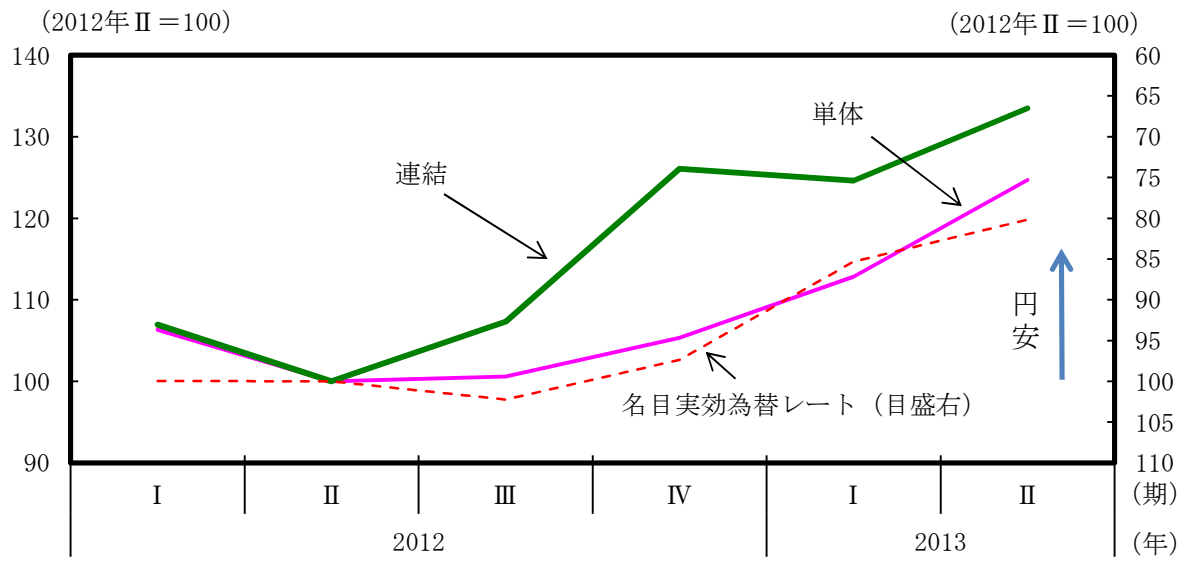
(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。

付図 1-2 個人消費の理論値と実績



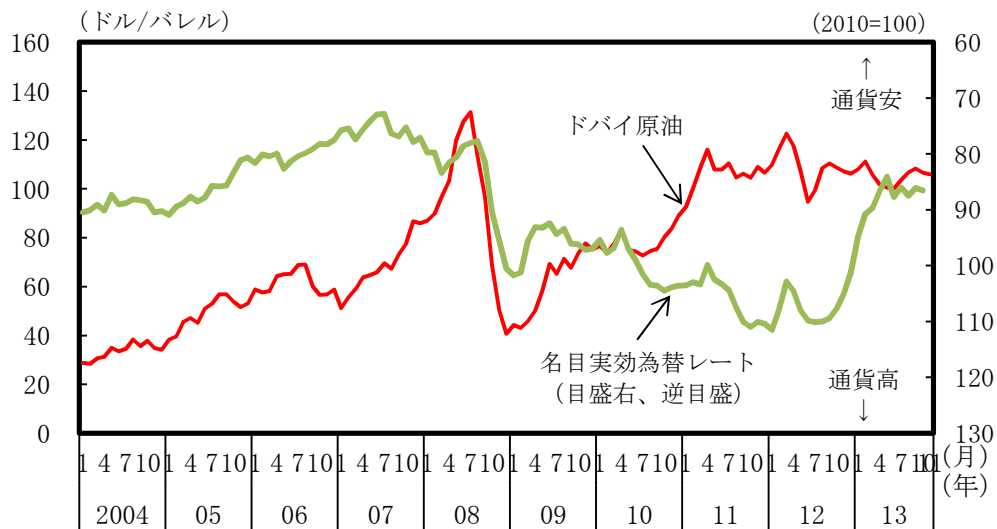
(備考) 1. 日本銀行「資金循環統計」、総務省「人口推計」、内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」により作成。
 2. 推計方法は付注1-2を参照。

付図1-3 連結・単体別に見た収益の動向



- (備考) 1. 名目実効為替レートは日本銀行統計より、経常利益(単体)は財務省「法人企業統計季報」より、経常利益(連結)は日経NEEDSより作成。
 2. 経常利益(単体)及び経常利益(連結)は、内閣府による季節調整値。
 3. 2012年第Ⅱ四半期の数値を100とした指数値としている。

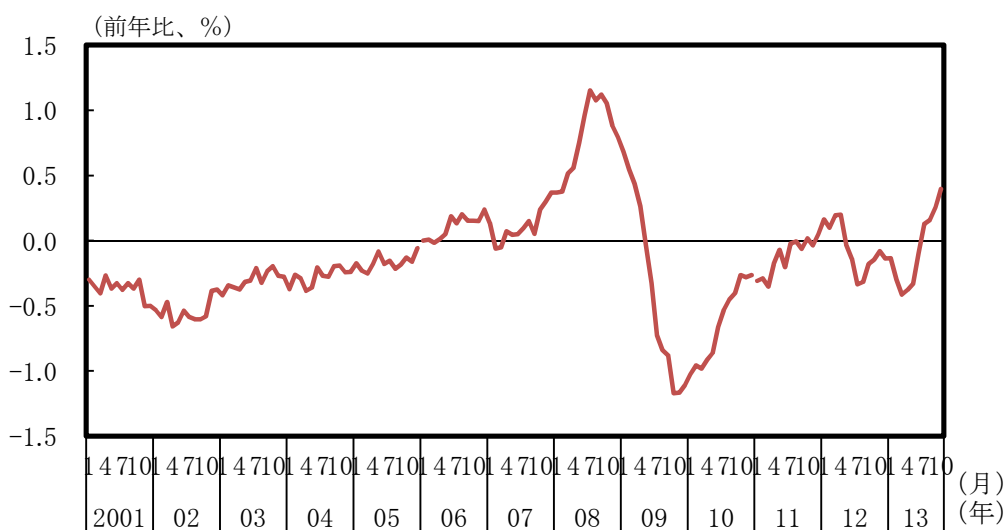
付図 2-1 名目実効為替レートと原油価格の推移



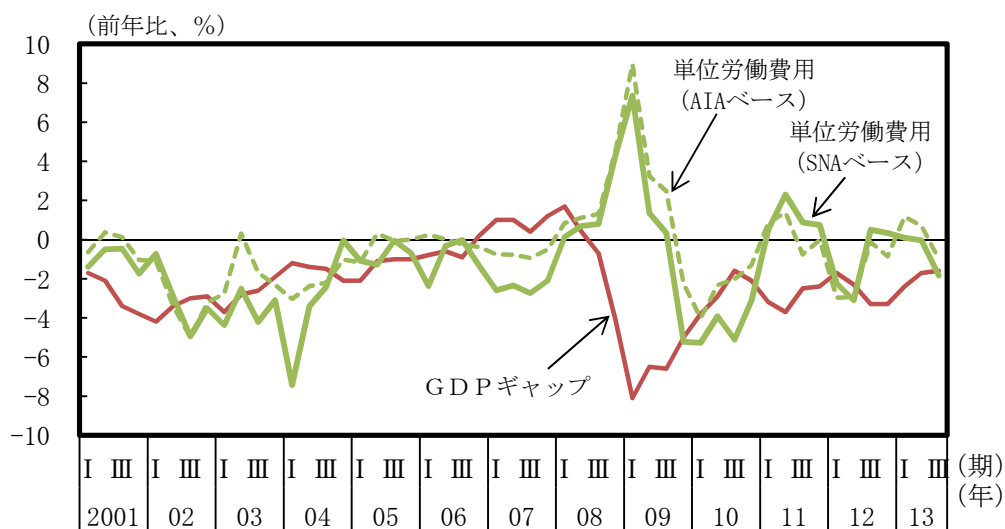
(備考) 日経NEEDS、日本銀行「外国為替市況」により作成。

付図2-2 刈込平均、GDPギャップ、単位労働費用の動向

(1) 刈込平均

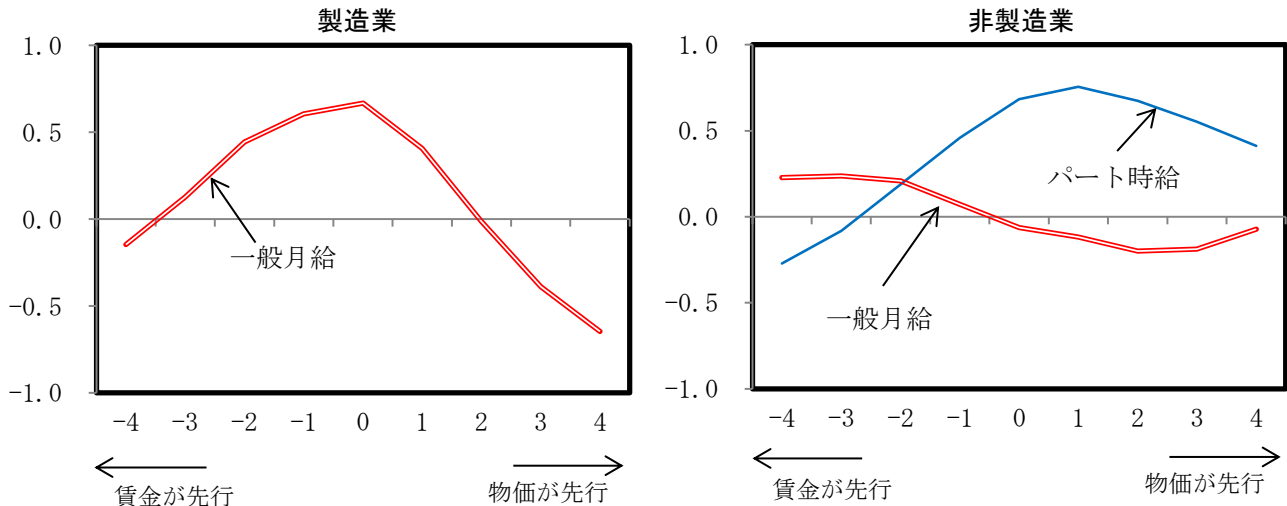


(2) GDPギャップ・単位労働費用



- (備考) 1. 総務省「消費者物価指数」、内閣府「国民経済計算」、経済産業省「全産業活動指数」などにより作成。
 2. 刈込平均は、前年比での変動が大きい品目をウェイトベースで上下10%ずつ(計20%)控除した上で、残った品目の前年比を加重平均することにより算出。
 3. GDPギャップ = (実際のGDP - 潜在GDP) / 潜在GDP。
 4. SNAベースの単位労働費用 = 名目雇用者報酬 / 実質GDP。
 5. AIAベースの単位労働費用 = 現金給与総額 × 雇用者数 / 全産業活動指数。

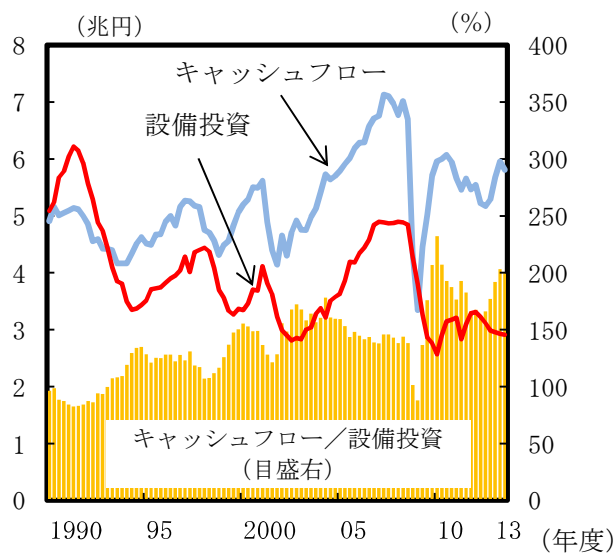
付図 2-3 物価と賃金の時差相関



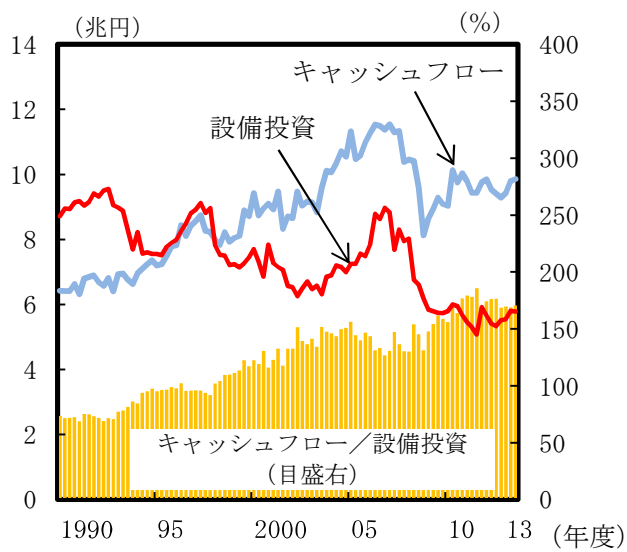
- (備考) 1. 総務省「消費者物価指数」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、経済産業省「鉱工業指数」、
「第三次産業活動指数」により作成。
2. サービス業時給は、建設業を除く非製造業の所定内給与を所定内労働時間で除して時給換算したもの。

付図2-4 設備投資とキャッシュフロー

(1) 製造業



(2) 非製造業



- (備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
 2. $\text{キャッシュフロー} = \text{経常利益} \times 0.5 + \text{減価償却費}$ 。

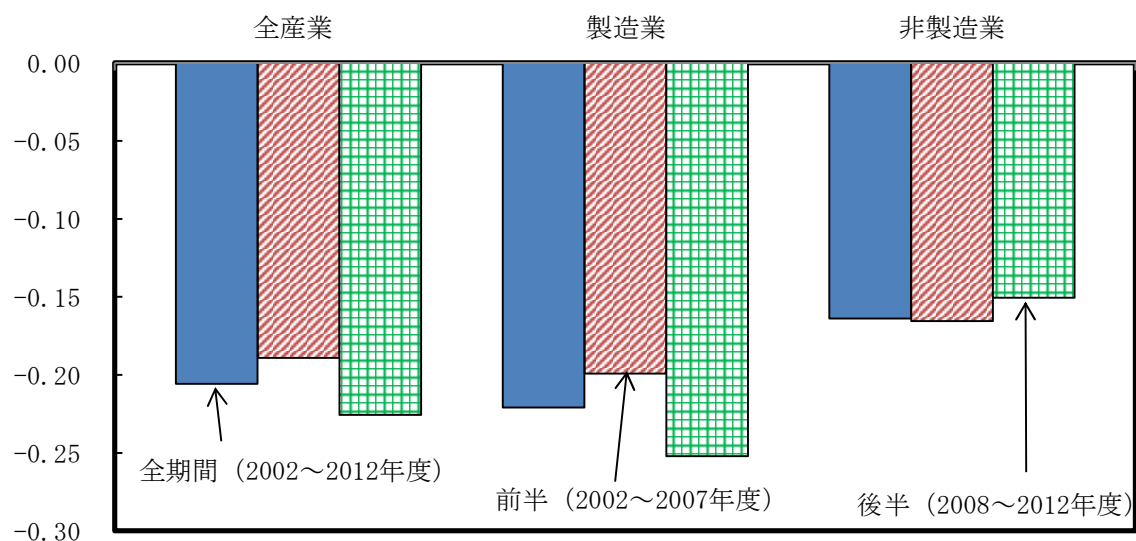
付図 2-5 負債比率の決定要因

利益を増やした企業が負債を圧縮

(1) 全期間 (2002年度~2012年度)

	全産業			製造業			非製造業		
	全期間	前半	後半	全期間	前半	後半	全期間	前半	後半
総資産利益率 (ROA)	-***	-***	-***	-***	-***	-***	-***	-***	-***
固定資産比率	+***	+	+***	+	-	+***	+***	+	+***
資本の時価簿価比率	-	-**	-***	+	-	+***	-	-	-
企業規模	+***	+**	+***	+**	+	+*	+***	+	+***

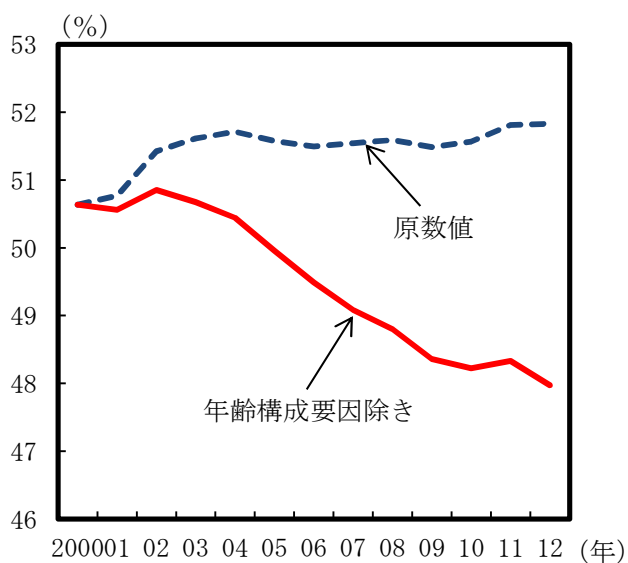
(2) ROAの係数比較



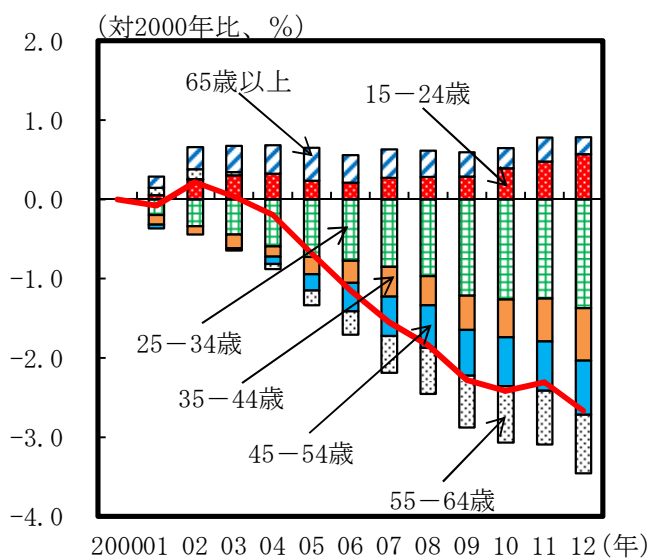
- (備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
 2. (1) の前半はリーマンショック前の2002~2007年度、後半は2008~2012年度。
 3. **、*は、それぞれ1%、5%、10%水準で有意であることを示す。
 4. 推計方法などについては、付注2-2を参照。

付図3-1 女性の非労働力人口の動向

(1) 非労働力人口比率の推移(女性)

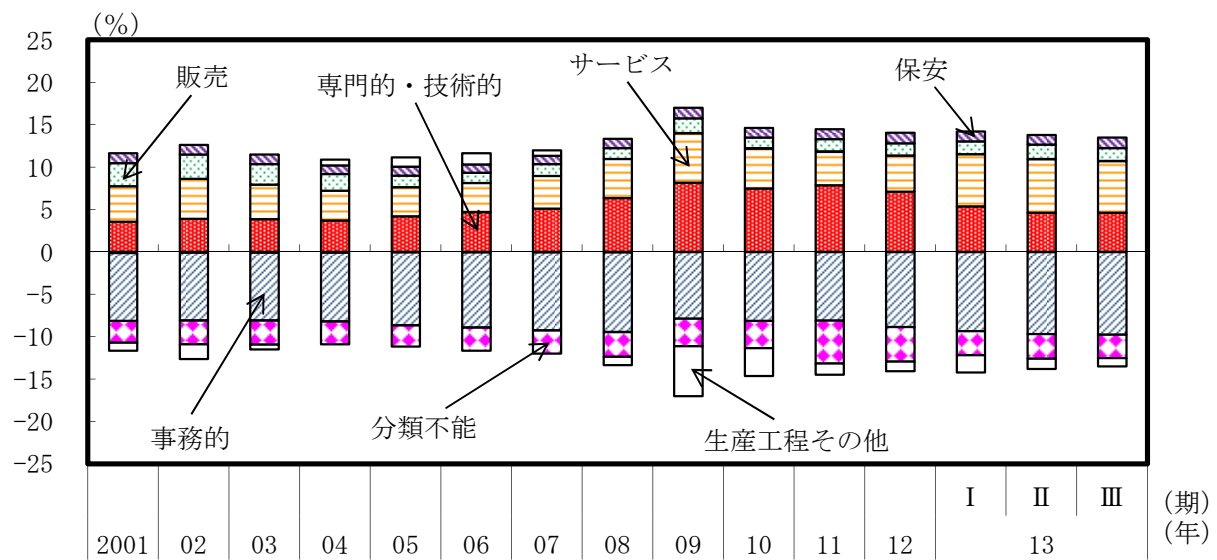


(2) 非労働力人口比率の変化に対する各年齢層の寄与(女性)



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、「労働力調査(詳細集計)」、厚生労働省「就業構造基本統計調査」により作成。
 2. (2) は年齢構成変化要因を除いたデータ。
 3. 年齢構成変化要因の計算方法は付注3-1の通り。

付図3-2 職種別ミスマッチの内訳の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。
 2. 有効求人シェア-有効求職シェアにより算出。
 3. 「生産工程その他」は、2012年以前は生産工程・労務作業者、運輸・通信従事者の合計、
 2013年は、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃・包装等従事者の合計。

付表3-1 2014年実施予定の法人課税に関する主な減税策

事項	措置対象	措置内容	減税規模
①生産性向上設備投資促進税制の創設	・生産性向上設備等のうち一定の取得価額以上のもの（一定の設備要件を満たす機械装置等の「先端設備」及び一定の生産性向上要件等を満たす「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」）	・産業競争力強化法施行日から2015年度中に取得した設備等については、即時償却、又は法人税額の20%を限度として、対象資産の取得価額の5%の税額控除（建物及び構築物については3%） ・2016年度中に取得した設備等については、取得価額の50%の特別償却（建物及び構築物について25%）、又は法人税額の20%を限度として、対象資産の取得価額の4%の税額控除（建物及び構築物については2%の税額控除）を認める制度の創設。	4,607億円 （国税 4,000億円 +地方税 607億円）
②事業再編促進税制の創設	・特定事業再編投資損失準備金 ・会社の設立、不動産の取得等に係る登録免許税	・産業競争力強化法の制定に伴い、特定事業再編計画の認定を受けた法人が、当該計画に記載された特定事業再編に係る特定会社の特定株式を取得した場合、その特定株式の価格の低落等による損失に備えるため、特定事業再編投資損失準備金を積み立てたときは、その積立てを税務上認める（一定限度内で損金算入できる）制度の創設。 ・産業競争力強化法に規定する事業再編計画等の認定を受けた認定事業者等が、当該計画等に基づいて行う株式会社の設立や不動産の取得等に係る登録免許税の税率を軽減する制度の創設。	
③ベンチャー投資促進税制の創設	・新事業開拓事業者投資損失準備金	・産業競争力強化法の制定に伴い、法人が、同法に規定する特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた投資事業有限責任組合を通じて、新事業開拓事業者の株式等を取得した場合において、その株式等の価格の低落に備えるため、新事業開拓事業者投資損失準備金を積み立てたときは、その積立てを税務上認める（一定限度内で損金算入できる）制度の創設。	
④中小企業投資促進税制の拡充、少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長	・特定機械装置等（取得価額が160万円以上の機械装置、取得価額が70万円以上の一定のソフトウェア等）であって、①の生産性向上設備等に該当するもの ・取得価額が30万円未満である少額減価償却資産	・即時償却、又は取得価額の7%（資本金3000万円以下の中小企業者等は10%）の税額控除の選択適用（税額控除の控除限度超過額は1年間の繰越しが可能）。 ・2013年度末までの取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年間（2015年度末まで）延長。	
⑤研究開発税制の拡充・延長	・上乗せ税額控除	・時限措置である上乗せ税額控除についての適用期限を3年間（2017年3月末までに開始する事業年度まで）延長した上で、増加型税額控除につき増加割合に応じて控除割合が増加する仕組み（現行の増加試験研究費の5%から、増加割合に応じて、増加試験研究費の30%を限度として控除を認める仕組み）への改組。	
⑥所得拡大促進税制の拡充	・給与等支給増加額（平成24年度比）	・給与等支給増加割合要件について、2013・14年度は2%以上、2015年度は3%以上、2016・17年度は5%以上に見直す。 ・平均給与等支給額要件について、継続従業員の平均給与等で判定することとする（詳細はコラム2-5参照）。	1,372億円 （国税分 1,350億円 +地方税 分22億 円）
⑦復興特別法人税の1年前倒し廃止	・復興特別法人税（法人税額の10%）	・法人に課せられる復興特別法人税の1年前倒し廃止。	—

（備考）1. 『消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について』（平成25年10月1日閣議決定）、自由民主党・公明党「民間投資活性化等のための税制改正大綱」、KPMG "KPMG Japan tax newsletter"により作成。

2. 表中の減税規模4,607億円は、表中の①～⑤の施策による減収見込額（2014年度）であり、①～⑤以外にも国税分で既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設や、地方税分で耐震改修を行った既存家屋に係る固定資産税の減額措置の創設等の措置が2014年度には実施される見込み。それらを含んだ減税規模は、4,672億円（国税分4,060億円+地方税分612億円）である。

3. 表中の減税規模1,372億円は、表中の⑥の施策による減収見込額（2014年度）である。

付注 1 - 1 輸出数量関数の推計

1. 推計式

$$\ln(EQI) = c + \alpha \times \ln(PMI)(-2) + \beta \times \ln(REPI) + \delta \times \text{dummy}(\text{sinsai})$$

EQI：輸出数量指数、c：定数項、PMI：製造業 PMI、REPI：相対価格（＝輸出価格指数／（競争国輸出物価指数×円ドルレート））、dummy(sinsai)：大震災ダミー（2011年3月以前：0、2011年4月～2012年3月：1/T_i（T_iは2011年4月を1とするタイムトレンド）、2012年4月以降：0）、α、β、δはパラメーター。いずれの変数も2010年=100とした指数。

製造業 PMI は、日本の主要輸出相手国・地域のうち、国・地域別の製造業 PMI が利用可能な7つの国・地域（アメリカ、EU、中国、韓国、台湾、オーストラリア、ロシア）について、2012年の輸出金額で加重平均した PMI。

競争国輸出物価指数は、世界の主要輸出国のうち、輸出物価指数（ドル建て）が利用可能な12の国（アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、韓国、香港、台湾、中国、シンガポール、タイ）について、各月における輸出金額（ドル建て）で加重平均した輸出物価指数。

推定値の標準誤差は、Newey-Westの方法により修正した。

βの推計にはアーモンラグを用いた（次数2、ラグの長さ6、終点制約有り）。

2. 推計結果

サンプル期間：2005年3月～2013年8月			
変数	係数	標準誤差	t 値
ln(PMI)(-2)	0.90889	0.12078	7.52534
ln(REPI)	-0.50351	0.13653	-3.68786
(t=0)	-0.04196	0.01138	-3.68786
(t=1)	-0.07193	0.0195	-3.68786
(t=2)	-0.08991	0.02438	-3.68786
(t=3)	-0.09591	0.02601	-3.68786
(t=4)	-0.08991	0.02438	-3.68786
(t=5)	-0.07193	0.0195	-3.68786
(t=6)	-0.04196	0.01138	-3.68786
dummy(sinsai)	-0.09839	0.04953	-1.98654
R ² adj	0.67326	S. E. of regression	0.06684
Durbin-Watson stat	0.22676		

(備考)

- 財務省「貿易統計」、IMF “International Financial Statics”、eurostat、Markit、Bloomberg、CEIC により作成。内閣府による季節調整値。
- R²adj：自由度修正済決定係数、S. E. of regression：標準誤差、Durbin-Watson stat：ダービン・ワトソン比。